



# 埼玉県報

第486号  
令和6年(2024年)  
2月2日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(共助社会づくり課)

### 条例

- 特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例(共助社会づくり課)

### 告示

- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告(共助社会づくり課)
- 特定非営利活動法人の特例認定に係る公告(共助社会づくり課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 和光都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 県立学校間ネットワークシステムの機器賃貸借及び運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示(ICT教育推進課)
- 無線LAN環境構築・運用管理業務委託に関する落札者等の公示(ICT教育推進課)
- 県道さいたま鴻巣線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- 023管委第4号水総合管理システム運用保守等業務委託に関する契約の相手方等の公示(水道管理課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

## 本号で公布された条例のあらまし

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）（共助社会づくり課）

### 一 趣旨

住民基本台帳法の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

### 二 内容

引用している条項のずれの整理

### 三 施行期日

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六に一項を加える改正規定及び第三十条の七に一項を加える改正規定の施行の日から施行する。

## 条 例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第三号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に、「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

#### 附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六に一項を加える改正規定及び第三十条の七に一項を加える改正規定の施行の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人東松山ペレーニアスポーツクラブ

二 代表者の氏名

小室 守

三 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市大字正代九百十一番地一

四 更新後の認定の有効期間

令和五年十二月十四日から令和十年十二月十三日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を特例認定したので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人ニコニコ

二 代表者の氏名

永島 謙三

三 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市三ヶ島三丁目千四百二十一番地

四 当該特例認定の有効期間

令和六年二月二日から令和九年二月一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エミオ狭山市

埼玉県狭山市祇園四―五十五

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役 小川周一郎

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）タリーズコーヒージャパン株式会社 代表取締役 小林義雄

東京都新宿区笹笥町二十二番地 外 計九者

（変更後）タリーズコーヒージャパン株式会社 代表取締役 小林義雄

東京都新宿区笹笥町二十二番地 外 計十六者

#### ハ 変更年月日

令和五年十月一日外

#### ニ 届出年月日

令和六年一月十八日

#### 二 縦覧期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グランエミオ所沢

埼玉県所沢市くすのき台一丁目十四番地五

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役 小川周一郎

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都豊島区南池袋一丁目十八番二十一号 外 計六十一者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 劉勁

東京都豊島区南池袋一丁目十八番二十一号 外 計六十一者

#### ハ 変更年月日

令和五年十一月十三日外

#### ニ 届出年月日

令和六年一月十八日

#### 二 縦覧期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出



大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武飯能<sup>へ</sup>。

埼玉県飯能市仲町十一―二十一

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役 小川周一郎

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西武リアルティソリューションズ 代表取締役 齊藤朝

秀

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 外 計二十六者

（変更後）株式会社西武リアルティソリューションズ 代表取締役 齊藤朝

秀

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 外 計二十六者

### ハ 変更年月日

令和五年十月十日外

### ニ 届出年月日

令和六年一月十八日

### 二 縦覧期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百二二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武本川越ステーションビル

埼玉県川越市新富町一丁目二十二番地、二丁目三十四番地

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役 小川周一郎

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三十五者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三十六者

#### ハ 変更年月日

令和五年十月一日外

#### ニ 届出年月日

令和六年一月十八日

#### 二 縦覧期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武入間ペペ

埼玉県入間市河原町二―一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役 小川周一郎

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計二十二者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計二十二者

#### ハ 変更年月日

令和五年九月三十日外

#### ニ 届出年月日

令和六年一月十八日

#### 二 縦覧期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）川口市青木一丁目計画

埼玉県川口市青木一丁目四十五番一 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コモディイイダ 代表取締役 飯田武男

東京都北区滝野川七丁目二十七番七号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コモディイイダ 代表取締役 飯田武男

東京都北区滝野川七丁目二十七番七号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年九月二十三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千五百五十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻



午前九時から午後十時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和六年一月二十二日

## 二 縦覧期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D久喜菖蒲町店

埼玉県久喜市菖蒲町新堀四百七十二番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）クリエイトS・D久喜菖蒲店

埼玉県久喜市菖蒲町新堀四百七十三

（変更後）クリエイトS・D久喜菖蒲町店

埼玉県久喜市菖蒲町新堀四百七十二番地一

ハ 変更年月日

令和六年一月十二日

ニ 届出年月日

令和六年一月二十三日

二 縦覧期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百六号

和光市から和光都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告 示

## 埼玉県告示第百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステムの機器賃貸借及び運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 5 年 12 月 27 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 2 号 J P タワー

5 契約金額

122,268,300 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

無線LAN環境構築・運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年12月7日

4 落札者の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタワー

5 落札金額

51,013,926円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年11月7日

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行



路線名	さいたま鴻巣線
供用開始の区間	鴻巣市原馬室字鉄砲宿三七一六番一地先から同市原馬室（元高尾）字半在家二四二三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和六年二月二日
備考	令和四年十月二十八日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二五六・九〇メートル

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年二月二日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 調達案件名及び数量  
023 管委第 4 号水総合管理システム運用保守等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水運用・省エネ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目 14 番 21 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和 5 年 12 月 11 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東芝インフラシステムズ株式会社北関東支店 埼玉県さいたま市大宮区宮町  
1 丁目 114 番地 1
- 5 随意契約に係る契約金額（税込み）  
244,200,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続き  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第  
1 項第 2 号

## 告 示

### 埼玉県教委告示第六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年二月二日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

#### 一 日時

令和六年二月八日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

イ 県議会令和六年二月定例会提出予定案件について

ロ その他